介護予防・日常生活支援総合事業第１号事業

「指定通所介護相当サービス」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
（指定２８７３０１３１６７２号）

当事業所はご契約者に対して指定通所介護相当サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※　当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援１」と「要支援２」と認定された方が対象となります。

◇◆目次◆◇

１．事業者
２．事業所の概要
３．職員の配置状況
４．事業所が提供するサービスと利用料金
５．秘密保持と個人情報の保護について
６．緊急時の対応方法について
７．苦情の受付について
８．事故発生時の対応について

社会福祉法人　　平成会
指定介護予防通所介護事業所　リハビリデイ芦風荘　尾浜事業所

１．事業者

（１）法人名　　社会福祉法人　平成会

（２）法人所在地　　兵庫県尼崎市西長洲町三丁目３番２０号

（３）電話番号　　０６－６４８３－５５１０

（４）代表者名　　理事長　　南　正道

２．事業所の概要

（１）事業所の種類　　指定通所介護相当サービス事業所　令和４年　１２月　１日指定
第　２８７３０１３６７２号

（２）事業所の目的　　指定通所介護相当サービスは、尼崎市法令に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、通所介護相当サービスを提供します。

（３）事業所の名称　　リハビリデイ芦風荘　尾浜事業所

（４）事業所の所在地　　兵庫県尼崎市尾浜町２丁目２０番１７号フラクタス尾浜１階

（５）電話番号　　０６－４９５０－６４８２

（６）事業所長（管理者）氏名　　佐々木　英雄

（７）事業所の運営方針

この事業は、利用者が要支援状態等になった場合において、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な相談を行う。

（８）開設（サービス開始）年月　　令和４年　１２月　１日

（９）事業所が行っている他の事業

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

介護老人福祉施設	第２８７３００８２１９号
短期入所生活介護	第２８７３００８２２７号
居宅介護支援事業所	第２８７３００８５５７号
訪問介護事業所	第２８７３０１００１７号

（10）通常の事業実施地域　　尼崎市全域

（11）営業日及び営業時間

営業日	月曜日 ～ 日曜日
営業時間	午前　８時３０分から午後　５時３０分
サービス提供時間	午前　９時００分から午後　０時１５分まで 午後　１時１５分から午後　４時３０分まで
休業日	１２月３０日から１月３日まで

（12）利用定員　　２５人

３． 職員の配置状況

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

（1） 職員の配置

管理者　　１名
生活相談員　　３名以上
介護職員　　４名以上
看護職員　　１名以上
機能訓練指導員　１名以上

（2） 職員の勤務体制

職種	勤務体制
管理者	日勤（８：３０ ～ １７：３０）
生活相談員	日勤（８：３０ ～ １７：３０）
介護職員	日勤（８：３０ ～ １７：３０）
看護職員	日勤（８：３０ ～ １７：３０）
機能訓練指導員	日勤（８：３０ ～ １７：３０）

４．当事業所が提供するサービスと利用料金

（1）通所介護相当サービスの概要

介護保険給付サービス

種類	内容
入浴	・ 入浴又は清拭を行います。
排泄	・ 利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。

機能訓練	・ 機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。
相談及び援助	・ 利用者およびその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 （相談窓口）生活相談員、介護支援専門員
送迎	・ 当事業所へご自分で来所が困難な方は、リフト付きの送迎車で送迎を行います。

（2） 利用料金

法定料金　※別紙参照

法定外給付

① 給茶機使用代１日（飲水制限設けず）　１００円
② その他（利用者の選定する特別な食事の費用等）　実　費
③ 教養娯楽費（クラブ費等）　実　費

（3）サービス提供記録の閲覧・交付

利用者は、サービス提供記録を閲覧し、複写物の交付を受けることができます。
但し、複写物を必要とする場合には実費をいただきます。　１枚につき　１０円

（4） 利用料金のお支払い方法

お支払い方法は、サービス利用月分（１ヶ月分）をまとめて請求させていただき、サービス利用翌月２０日までに請求書を発行（請求書発送）し、利用者の指定金融機関から自動引き落とし（毎月２６日（土・日曜・祝日の場合は翌営業日））させていただきます。
自動引き落としするために、預金口座振込依頼書にご記入願います。
自動引き落としを確認しましたら、領収書を発行いたします。

（5）利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に、利用者の都合により、通所介護相当サービス利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日まで事業者に申し出てください。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	自己負担相当額

５．秘密の保持と個人情報の保護について

（1）利用者及びそのご家族に関する秘密の保持について

事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

（2） 個人情報の保護について

事業者はあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、ご利用者のご家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議でご利用者のご家族の個人情報を用いません。

６．緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医に連絡するとともに、あらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

主治医	利用者の主治医 所属医療機関名称 所在地・電話番号	
家族等	緊急連絡先の家族等 住所 電話番号	

７．苦情の受付について

苦情又は相談があった場合は、利用者の状態を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。受付担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

副センター長　　尾場瀬　由佳
電　　話　　０６－４９５０－６４８２

○受付時間　　毎週 月曜日 ～ 日曜日
８：３０～１７：３０（ 不在の場合、サービス担当者が対応 ）

○苦情解決責任者　　センター長　　佐々木　英雄

○第三者委員

山本　紀子　（０６）－６４８１－２４８９
小西　順子　（０６）―６４０１－２５９５
中村　恵子　（０６）－６４２６－０８８８

（2）行政機関その他苦情相談機関

【市町村の窓口】 尼崎市役所 健康福祉局介護保険事業担当課	所 在 地　兵庫県尼崎市東七松町１－２３－１ 電話番号　０６－６４８９－６３２１ FAX 番号　０６－６４８９－６３２９ 受付時間　月～金曜　午前９時～午後５時
【公的団体の窓口】 兵庫県国民健康保険団体連合会 介護福祉課苦情相談係	所在地　兵庫県神戸市中央区三宮町１－９－１ １８０１号 電話番号　０６－６９４９－５６８２ FAX 番号　０６－６９４９－５４１７ 受付時間　月～金曜　午前９時～午後５時

８．事故発生時の対応について

事業者は、サービス提供が原因で事故が発生した場合には、市町村、利用者の家族、及び居宅支援事業所等に対し連絡を行うなど必要な措置を講じます。また、当事業所が利用者に対して行った介護予防通所介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

令和　　年　　月　　日

指定介護予防通所介護サービスの提供の開始に際し、利用者に対して本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

事業者
所在地　　兵庫県尼崎尾浜町２丁目２０番１７号フラクタス尾浜１階
法人名　　社会福祉法人　平成会
代表者　　理事長　南　正道
事業所　　リハビリデイ芦風荘　尾浜事業所
説明者　　所　属
氏　名

私は本書面により、事業者から重要事項の説明を受けました。

契約者　　住　所

氏　名

署名代行者（契約者本人の契約意思を確認し、契約者本人に代わり署名を行いました。）

住　所

氏　名

契約者との続柄

身元引受人兼連帯保証人

住　所

氏　名

契約者との続柄